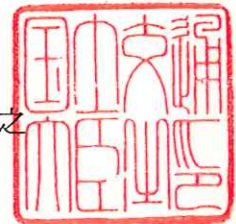


国海員第52号
令和8年5月13日

交通政策審議会

会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣
金子 恭 之



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第512号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
吉野汽船有限会社	岡山県備前市日生町寒河3647番地
株式会社M I I	熊本県宇城市三角町三角浦1159番地36